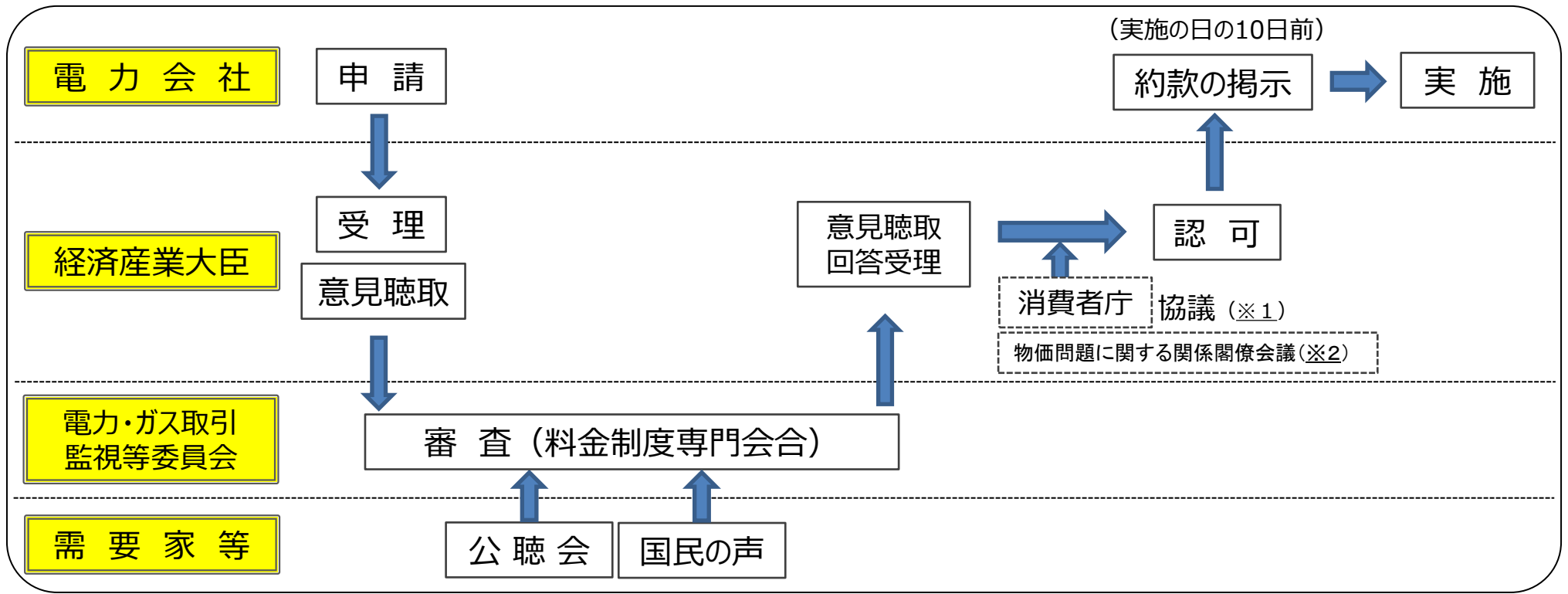


参考 1 電気料金（特定小売供給に係る料金）の認可手続き

- 電気事業法等の一部を改正する法律附則第18条第1項に基づき、電力会社から料金改定の認可申請が提出された場合、経済産業大臣は電力・ガス取引監視等委員会に意見聴取を行い、同委員会にて審査が行われ、また、広く一般から意見を聴取する公聴会（電気事業法等の一部を改正する法律附則第22条）等を行った上で認可を行う。

料金改定認可プロセス



(※ 1) 物価担当官会議申し合わせ（平成 23 年 3 月 14 日）に基づく。

(※ 2) 物価問題に関する関係閣僚会議（平成 5 年 8 月 24 日閣議口頭了解）について

- 構成員：総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（金融）、内閣府特命担当大臣（消費者）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、内閣官房長官。
- 会議は、長期及び短期にわたる物価安定対策に関する重要問題について協議することを目的とし、内閣官房長官が主宰。会議の庶務は、消費者庁において処理。